

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望
重点政策に関する提案・要望**

IV 地方自治の確立に向けた提案・要望

地域の自主性・自立性の向上

要望先：内閣官房・内閣府・総務省・財務省等各府省

県担当課：企画総務課・地域政策課・改革推進課

少子高齢化、グローバル化という流れの中で、日本が抱える様々な課題を解決するためには、これまでの社会システムを大きく転換することが必要である。地方が自ら思い切った政策に挑み成功事例を積み上げていくことが、日本再生への大きな道筋となる。

そのためには、地方が国に依存する中央集権の仕組みを根本から見直し、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を断行することが重要である。

国においては、内閣に総理を本部長とし全閣僚が参加する地方分権改革推進本部を設置して地方分権改革に取り組んでいるところであるが、総理の強力なリーダーシップにより「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現するよう強く求める。

1 地方分権改革の着実な推進

内閣府・総務省・財務省等各府省

活力にあふれ魅力ある地域を創るためには、地域ごとの創意工夫を活かし、地方が自らの判断と責任で地域づくりができるよう地方分権改革の取組を進めていくことが不可欠である。

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国から地方へ権限及び財源を大幅に移譲するなど、政治主導で地方分権改革を着実に推進すること。

また、地方分権改革の推進に当たっては地方の意見を十分に反映すること。

◆現状・課題

- ・ 平成25年3月、政府は総理を本部長とする地方分権改革推進本部を設置し、地方分権改革に政府一体となって取り組む姿勢を示した。
- ・ これまでに義務付け・枠付けの見直しを主とした第1次から第3次の一括法が成立するとともに、国から地方への事務・権限の移譲等を推進するための第4次一括法案が今通常国会へ提出されている。
- ・ このように地方分権改革には一定の進展がみられるものの、抜本的な改革には至っていない。今後とりまとめられる地方分権改革の「総括と展望」においては、政府として地方分権改革に全力で取り組む姿勢を明確に示すことが必要である。

住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを基本として、国から地方への事務・権限等の移譲を積極的に推進する必要がある。

については、特に次の点に留意し事務・権限等の移譲を推進すること。

- ・ まずは、今国会へ提出されている第4次一括法案の早期成立を図ること。また、第4次一括法案に掲げられた事務・権限にとどまらず、農地転用許可や中小企業支援など、地方が求める事務・権限を速やかに移譲すること。
- ・ また、国の出先機関の見直しについては、希望する地方公共団体に先行的・実験的に事務・権限を移譲して効果等を検証し、地方移管につなげること。
- ・ ハローワークについては、地方が担当することで、住民が利用する際の利便性がより向上することから、埼玉県・佐賀県における「ハローワーク特区」の効果等について直ちに検証し、地方への移管を早期に実現すること。
それまでの間において、ハローワーク求人情報のオンライン提供を活用する地方公共団体の職員が国の職員と同内容の情報を利用して職業紹介を行える環境を整備すること。
- ・ 直轄道路・河川の権限移譲については、閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づいた財源措置を、所要の法整備を行った上で確実に講じること。
- ・ 事務・権限の地方移管に際しては、必要となる税財源も併せて移管するとともに、人員移管については地方と十分協議しながら行うこと。

◆現状・課題

- ・ 国から地方への事務・権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議での検討を経て、平成25年12月に見直し方針が閣議決定され、平成26年3月には第4次一括法案が国会へ提出された。

〔第4次一括法案の概要〕

(1) 国から地方公共団体に移譲：43法律

- (例) ・ 看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等
- ・ 商工会議所の定款変更の認可
- ・ 自家用有償旅客運送の登録、監査等 など

(2) 都道府県から指定都市に移譲：25法律

- (例) ・ 県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定
- ・ 病院の開設許可
- ・ 都市計画区域マスタープランの決定 など

- ・ ハローワーク特区については、平成24年10月から全国で東西2か所（埼玉県・佐賀県）で実施されている。本県では「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を開設し、カウンセリングから職業紹介、生活相談までワンストップでの就業支援を行っている。

なお、閣議決定された見直し方針において、ハローワークについては移譲以外の見直しを行うものとされ、本年9月から希望する地方公共団体へハローワークの求人情報をオンライン提供することとされている。

- ・ 直轄道路・河川については、閣議決定された見直し方針に移管に伴う財源フレームが盛り込まれた。今後、国と地方が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めるとされている。

3 義務付け・枠付けの見直し

内閣府・総務省・財務省等各府省

地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくためには、義務付け・枠付けの一層の見直しを進める必要がある。

については、次の点に留意して見直しを進めること。

- ・ これまでの4次にわたる見直しで、地方の要望に沿った見直しを実現されていない項目について見直しを行うこと。
- ・ 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。今後の見直しでは「従うべき基準」の設定を行わないこと。また、これまでの見直しで「従うべき基準」とされたものについては廃止、または「参酌すべき基準」に改めること。

◆現状・課題

- ・ 地方分権改革推進委員会は第2次勧告（平成20年12月）で4,076条項の義務付け・枠付けの見直しを勧告。このうち特に重要な889条項について第3次勧告（平成21年10月）で具体的な措置を勧告した。
- ・ 政府は平成23年4月に第1次一括法、8月に第2次一括法、平成25年6月に第3次一括法を成立させ、義務付け・枠付けの見直しを推進してきた。
- ・ しかしながら、これまでの見直しでは地方に裁量の余地のない「従うべき基準」が多用されているため、例えば、保育室の面積や保育士の人数は地方の判断で基準を設定することはできない。

4 都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）

内閣府・総務省・財務省等各府省

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくりなど地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

また、財源・権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、都道府県へのヒアリングや都道府県による事業者の推薦など、都道府県の関与を強化すること。

◆現状・課題

- ・ 都道府県を介さずに国から市町村や民間事業者等に直接補助されている補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方分権改革及び地域振興の観点から国よりも現場に近く実情に通じている都道府県が積極的に関与すべきである。

○埼玉県における「空飛ぶ補助金」の状況（H25.8調査）※県が情報を把握できているもの

【補助金数】 66項目

【主な省庁】 経済産業省関連： 22項目 農林水産省関連： 19項目

厚生労働省関連： 8項目 国土交通省関連： 7項目

【主な事例】

- ・ ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金
（H25補正から中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（新ものづくり補助金）
所管省庁：中小企業庁（関東経済産業局）
補助対象者：中小企業者
ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を支援（H24補正創設）
- ・ 商店街まちづくり事業
所管省庁：中小企業庁（関東経済産業局）
補助対象者：商店街振興組合等
商店街が地域の行政機関等からの要請に基づき実施する地域住民の安心・安全な生活環境を守る施設・設備等（街路灯、防犯カメラ等）の整備に対する支援（H24補正創設）

5 道州制の議論

内閣府

道州制は国と地方双方のあり方を抜本的に見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で、国民的な幅広い議論が行われることが不可欠である。

道州制の検討に当たっては、全国知事会が平成25年1月にまとめた「道州制に関する基本的考え方」を十分踏まえること。特に、「国と地方の協議の場」をはじめ、様々な機会を通じて地方の意見を十分反映するとともに、国民意識の醸成を図ること。

また、全国知事会が平成25年7月にまとめた「道州制の基本法案について」を十分踏まえること。特に、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すこと。

なお、道州制の議論に関わらず、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止等の地方分権改革を着実に進めること。

◆現状・課題

- ・ 平成25年通常国会に日本維新の会とみんなの党が「道州制への移行のための改革基本法案」を共同提出し継続審査になっている。また、自由民主党と公明党は今後「道州制推進基本法案」を国会へ提出する方向で検討を進めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていないが、道州制は国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。また、道州制の導入に対する国民意識の醸成が何より重要である。

○ 全国知事会「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月23日）〔一部抜粋〕

* 道州制の基本原則

- 1 道州制は地方分権を推進するためのものでなければならない
- 2 道州は、都道府県に代わる広域自治体とし、地方公共団体は道州と市町村の二層制とする
- 3 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は、基本的に地方が一貫して担うことで、地方において主体的かつ総合的な政策展開が可能となるものでなければならない
- 4 役割分担の見直しに当たっては、事務の管理執行を担っている「国の出先機関」の廃止は当然のこと、企画立案を担っている「中央府省」そのものの解体再編を含めた中央政府の見直しを伴うものでなければならない
- 5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な自治立法権を確立しなければならない
- 6 道州が地域の特性に応じ、自己決定と自己責任のもとで政策展開できるよう、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度を構築しなければならない
- 7 道州の区域については、国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、住民サービスへの影響や地理的・歴史的・文化的条件など、地方の意見を最大限尊重して決定しなければならない

○ 全国知事会「道州制の基本法案について」（平成25年7月9日）〔一部抜粋〕

- 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について
 - 1-1 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならない。
 - 1-2 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - 1-3 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
- 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について
 - 2-1 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - 2-2 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。

2-3 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの改革を進めるべきである。

6 市町村への権限移譲の推進

内閣府・総務省・財務省等各府省

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、市町村への権限移譲を一層推進すること。

第2次地方分権改革において市町村への権限移譲が検討されたにもかかわらず移譲されていない事務及び条例による事務処理特例制度により移譲の実績が積み上がった事務については、法令による移譲を進めること。

◆現状・課題

- ・ 地方分権改革推進委員会は、第1次勧告（平成20年5月）において都道府県から市町村へ82項目の事務を移譲することを勧告した。
- ・ 政府は、第1次勧告に加え地方からの提案等を含めた105項目について見直しを検討し、第2次一括法（平成23年8月成立）、第3次一括法（平成25年6月成立）により72項目を移譲した。（69%）
- ・ 政府は、未移譲の項目があるものの、第2次地方分権改革が一区切りを迎えたとして、平成26年6月に「地方分権改革の総括と展望」を取りまとめる予定であるが、この中で、市町村への権限移譲の一層の推進を明確に示す必要がある。
- ・ 本県では、条例による事務処理特例制度を活用し、平成26年4月現在で市町村に対し143事務を移譲している。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告において市町村へ権限移譲するものとされたにもかかわらず移譲されていない事務及び条例による事務処理特例制度により移譲の実績が積み上がった事務について、法令による移譲を進めること。

7 地域からの経済成長を産み出すための構造改革特区制度等の推進 (再掲)

内閣官房・総務省・財務省等各府省

自治財政権の確立

要望先：内閣府・総務省・財務省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省

県担当課：税務課・財政課・市町村課・農村整備課・
県土整備政策課・企業局財務課

地方は国を上回る不断の行財政改革を実施しているものの、社会保障関係経費の自然増などにより財政状況はますます厳しさを増している。

そうした状況の中でも地方が住民サービスを安定的に供給するために、地方交付税総額の確保・充実が必要である。また、地方財源不足については、臨時財政対策債による負担の先送りではなく、税源移譲等により解消を図るべきである。

さらに、財政運営等を圧迫している要因にもなっている直轄事業負担金や高金利地方債についても、制度廃止や償還要件の緩和等が必要である。

地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の安定的な確保が不可欠である。

国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、租税特別措置については、創設から長期間が経過するものもあり、創設の意義に照らしてその合理性を再検討し、その役割を終えたものについては平成27年度税制改正で抜本的に見直すこと。

消費税の税率引上げや法人課税の実効税率の引下げに伴う地方税体系の見直しは、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税源の充実強化の観点から実施し、代替の税源措置のない改廃は行わないこと。

なお、地方消費税においては、最終消費地と税収の帰属地を一致させるための清算を行っているが、正確に一致させることが困難な状態である。したがって、最終消費地を正確に把握できない部分については、消費代替指標として「人口」を用いるなど、「人口」を重視した清算基準の見直しを行うこと。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直し並びに法人県民税の一部の交付税原資化については、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築が図られるよう検討すること。

◆現状・課題

- ・ 平成18年度以降に所得税から住民税への税源移譲が行われたが、国と地方の歳出の割合は42対58であるのに対し、未だ国と地方の税収の割合は58対42となっており（平成24年度決算額）、国から地方への更なる税源移譲を進めることが必要である。
- ・ 平成26年度与党税制改正大綱（平成25年12月12日）において、『地方・地域の元気なくして国の元気はない』という考え方の下、魅力あふれる地域を創ることができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努める。その際、地方の独自財源を充実させるとの視点も重要である。」とされている。
- ・ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策の具体化に向けた検討を講じなければならないとした上で、諸税目の在り方の見直しを行うとされている。

◆参考

○人口一人当たりの税収額の比較（平成24年度決算）

	地方税全体	法人二税	地方消費税（清算後）	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.3倍	5.8倍	1.9倍	2.8倍	2.4倍
最大/埼玉	1.7倍	3.7倍	1.7倍	1.5倍	1.8倍

地球温暖化対策に地方が果たす役割を踏まえ、石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」の一定割合を地方税財源化すること。

現行の軽油引取税の当分の間税率部分を維持するとともに、現行の地方揮発油譲与税の総額を確保すること。

車体課税について抜本的な見直しを行う場合には、自動車税と自動車重量税を一本化し、新たに「環境自動車税」を地方税として創設すること。また徴税コストを抑える観点から車検時課税制度をあわせて導入すること。

自動車取得税は貴重な地方税源であるので、代替の税源措置のない廃止は行わないこと。

◆現状・課題

○「環境自動車税」の創設等

- ・ 平成26年度税制改正において、自動車取得税、自動車税及び自動車重量税についてグリーン化機能が強化されたものの、地方が求めてきた一定割合の地方税財源化については導入が見送られた。
- ・ 地方公共団体の地球温暖化対策の22年度予算額は約1兆6,400億円、国のそれは約1兆1,300億円であり、地方は国以上に大きな役割を果たしている。
- ・ 「環境自動車税」の創設など、十分な地方税財源を確保することが必要である。

○自動車税と自動車重量税の一本化に伴う車検時課税制度の導入

- ・ 平成25年度の自動車税の賦課については、本県では5月1日に240万件の納税通知書を送付した。
- ・ 自動車税の滞納件数については、本県の滞納件数全体の7割以上を占めている。このため、自動車税の賦課徴収に多くの人員が必要となり、自動車税は収額に対して、相対的に徴税コストの高い税目である。

○自動車取得税の廃止にかかる措置について

- ・ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、消費税の税率引き上げに伴う対応として、自動車取得税について「国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ」、見直しを行うとされている。
- ・ 自動車取得税の税率は平成26年4月1日に引き下げられた。さらに、平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)において、消費税10%引上げ時に自動車取得税の廃止を行うこととしている。

◆参考

○自動車関連諸税の概要

税目	課税主体	税額	税収（平成24年度）
揮発油税	国	1キロリットルにつき 48,600 円	全国 2兆6,219 億円
地方揮発油(譲与)税	国	1キロリットルにつき 5,200 円	全国 2,805 億円 (税収ベース) ※ 全額を都道府県及び市町村に譲与 本県譲与額 42 億円 本県市町村譲与額 52 億円
軽油引取税	都道府県	1キロリットルにつき 32,100 円	全国 9,249 億円 本県 447 億円
自動車重量(譲与)税	国	(例) 自家用乗用自動車 車両 0.5 トンにつき、 4,100 円 (年)	全国 6,693 億円 (税収ベース) ※ 約4割を市町村に譲与 全国市町村譲与額 2,806 億円 本県市町村譲与額 123 億円
自動車税	都道府県	(例) 1500cc の自家用乗用自動車 34,500 円 (年)	全国 1兆5,860 億円 本県 883 億円
自動車取得税	都道府県	自家用自動車（軽自動車を除く） 自動車の取得価額×3% 営業用自動車・軽自動車 自動車の取得価額×2%	全国 2,104 億円 本県 114 億円 ※ 約7割を市町村に交付 (本県市町村交付額 80 億円)

地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実に、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。

常態化している地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。臨時財政対策債による負担の先送りは行わないこと。

◆現状・課題

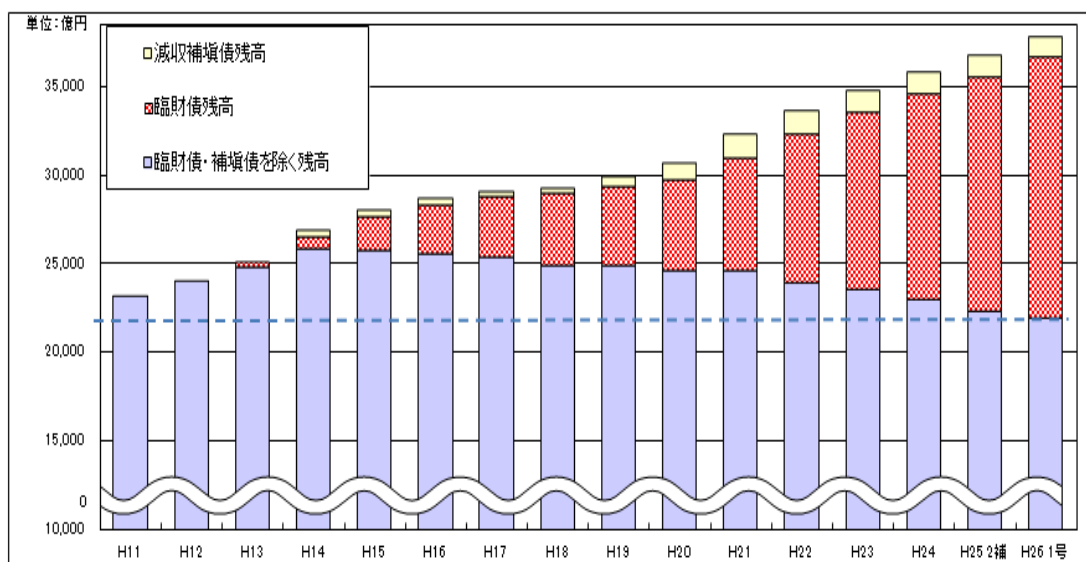
- ・ 平成 26 年度の地方財政計画では、平成 25 年度に国家公務員と同様の給与削減を実施するとして削減された給与関係費が復元され、地方の一般財源は前年度を 0.6 兆円上回る 60.4 兆円確保された。
- ・ しかし、給与関係費の復元分（+0.6 兆円）のほか、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分等（+0.3 兆円）、過去に発行した臨時財政対策債償還相当額の増（+0.4 兆円）などの地方負担増を踏まえると、十分な一般財源が確保されたとはいえない。
- ・ 平成 26 年度に発行する臨時財政対策債は、5.6 兆円と前年度に比べ 0.6 兆円の減となったが、そもそも平成 25 年度までの特例措置であった臨時財政対策債の仕組みが平成 28 年度まで延長された。
- ・ 地方の財源不足が常態化しているため、過去に発行した臨時財政対策債の各年度の償還相当額は新たな臨時財政対策債の発行により賄うという地方財政対策がとられている。（平成 26 年度の償還相当額は 2.8 兆円）
- ・ 国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、平成 26 年度末の県の臨時財政対策債残高は 1.4 兆円を超え、全国の総額も 48 兆円を超える見込みである。
- ・ 国が地方交付税の法定率を引上げることができない中で実施されてきた地方交付税の別枠加算は、地方税収が回復傾向にあることを踏まえて 0.38 兆円減額された。（平成 26 年度 0.61 兆円）
- ・ 地域経済活性化のための財源である歳出特別枠（平成 25 年度 1.5 兆円）は、平成 26 年度に新設された地域の元気創造事業への振替分（0.3 兆円）を含めて実質的に前年度水準が確保された。（平成 26 年度 1.2 兆円）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 平成 27 年度の地方財政計画においては、地方の一般財源について、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分等や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映した実質的な同水準を確保する必要がある。
- ・ 地方の財源不足が常態化し今後も大幅な改善が見込めない中、過去に発行した臨時財政対策債の償還分を含めて、地方税財源の充実による抜本的な対応策を講じる必要がある。
- ・ 早急に臨時財政対策債の最終的な廃止に向けた行程を明らかにすることを求める。
- ・ 抜本的な対応策による早急な財源不足の解消を実現できない場合であっても、少なくとも地方交付税の別枠加算は規模を縮小することなく存続する必要がある。
- ・ 景気は回復基調が続いているが、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しいため、歳出特別枠及び地域の元気創造事業の地域活性化のための財源について、引き続き平成 26 年度の水準を確保する必要がある。

一般会計県債残高の推移

～H24決算、H25 2月補正予算見込、H26 1号補正予算見込



年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 2補	H26 1号補正
県債残高	23,232	24,076	25,071	26,864	27,990	28,662	29,087	29,238	29,896	30,668	32,262	33,582	34,756	35,812	36,745	37,797
対前年度増減	1,842	845	995	1,793	1,126	672	426	151	658	772	1,594	1,319	1,174	1,057	933	1,052
臨時債残高	0	0	236	691	1,904	2,769	3,438	4,003	4,519	5,113	6,327	8,334	9,962	11,571	13,171	14,667
臨時債を除く残高	23,232	24,076	24,835	26,172	26,086	25,892	25,650	25,235	25,377	25,555	25,935	25,248	24,793	24,241	23,574	23,131
対前年度増減	1,842	845	759	1,338	△ 86	△ 194	△ 242	△ 414	141	178	380	△ 687	△ 455	△ 552	△ 667	△ 444
減収補填債残高	0	0	0	308	308	308	308	308	508	905	1,317	1,273	1,226	1,220	1,206	1,157
臨時債・補填債を除く残高	23,232	24,076	24,835	25,865	25,778	25,585	25,342	24,928	24,869	24,650	24,618	23,975	23,567	23,022	22,368	21,974
対前年度増減	1,842	845	759	1,030	△ 86	△ 194	△ 242	△ 414	△ 59	△ 219	△ 32	△ 643	△ 408	△ 545	△ 654	△ 394
(～H22) 対H19増減 (～H25) 対H22増減 (H26～) 対H23増減										△ 219	△ 251	△ 894	△ 408	△ 953	△ 1,607	△ 394

直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度である。維持管理費負担金は平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止に至る道筋が明確にされていない。今後の見直しについての工程を明確にした上で速やかに廃止すること。

また、流水占用料等については、直轄事業負担金の議論とは区別し、地方財源として維持すること。

◆現状・課題

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。建設費負担金については、平成25年度までに制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされていたが、現時点で具体的な廃止時期等は示されていない。

[直轄事業負担金の見直し状況]

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。
*一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱は、引き続き検討。
- 3 建設費負担金
 - ・ 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省の大臣政務官からなる「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」で、負担金制度の廃止に向け、引き続き検討。

◆参考（本県の国直轄事業負担金予算額）

	26年度当初予算額	25年度当初予算額	増減
直轄事業負担金	255億円	222億円	33億円

高金利の地方債の償還要件を緩和し、更なる補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講じること。

◆現状・課題

○繰上償還時に要する補償金制度

- ・ 公的資金による地方債を繰上償還するには、利子相当額を「補償金」として支払わなければならない制度となっている。

○臨時特例措置

- ・ 平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち、金利5%以上の地方債について補償金を免除した繰上償還が実施された。

また、平成22年度から24年度までは対象団体等の要件が緩和され措置が延長された。

しかし、本県の場合、財政指標などの要件により金利5%以上6%未満の借入について繰上償還が認められず、依然として141億円の残債（平成24年度決算ベース（普通会計債及び公営企業債の合計））がある。

平成25年度は、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対象団体を限り、補償金免除繰上償還が実施された。

○繰上償還や借換えの要件緩和

- ・ 高金利地方債の金利負担が財政運営等を圧迫していることから公債費負担の軽減を図るため、繰上償還や借換えの要件を一層緩和する必要がある。

【現行制度】

○被災施設に係る繰上償還財源としての借換え債の発行

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換え債の発行が可能。

